

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

| | | |
|---------------------|---|---|
| 契約内容 | 件名等 | (契約番号) 4 2 5 1 0 0 0 1 2 9 南相馬市立総合病院中央監視装置更新及び厨房換気設備設置工事 |
| | 履行場所 | 南相馬市原町区高見町二丁目 地内 |
| | 種類 | 電気工事 |
| | 概要 | 中央監視装置更新 一式(中央監視装置、制御盤更新、調整、計装工事等) 厨房換気設備設置工事 一式(空調換気設備工事、ガス設備工事、電気工事、建築工事等) |
| 相手方 | 名称 | ジョンソンコントロールズ株式会社 郡山営業所 |
| | 代表者 | 所長 西條秀樹 |
| | 所在地 | 福島県郡山市昭和2-3-1 イースタンビレッジ |
| 根拠規定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの | |
| | 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約 | |
| | 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | |
| | 9号 落札者が契約を締結しないとき | |
| 随意契約理由の説明 | <p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、老朽化した中央監視装置を更新するもの及び厨房換気設備設置工事を行うものである。平成4年の病院開設以来、中央監視装置については機器更新を行っていないため部品等の製造も終了しており、修理できない状況になっていること、また、厨房の換気については、「外気を直接厨房に換気することへの改善」指示が保健所よりされているため、今回の中央監視装置更新と合わせて工事を行うものである。</p> <p>当該業者は既存監視装置の設置業者であり、院内の空調設備及び電気設備を熟知していることから、今回の業務においても適切かつ的確な施工が見込まれるものであり、また、市内業者で施工可能な業者はなく、既存装置の設置業者以外は施工不能となるものであることから随意契約とするものである。</p> | |
| 工事等担当課名〔 総合病院 事務課 〕 | | |

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

| | | |
|----------------|---|---|
| 契約内容 | 件名等 | (契約番号) 4251000135 原町斎場1・2系列ジェットブロワ修繕工事 |
| | 履行場所 | 南相馬市原町区上北高平字東高松 地内 |
| | 種類 | |
| | 概要 | 1・2系列ジェットブロワ 一式、複合工 一式 |
| 相手方 | 名称 | 株式会社宮本工業所 |
| | 代表者 | 代表取締役 宮本 芳樹 |
| | 所在地 | 富山県富山市奥田新町12番3号 |
| 根拠規定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの | |
| | 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約 | |
| | 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | |
| 随意契約理由の説明 | 9号 落札者が契約を締結しないとき | |
| | <p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、原町斎場のジェットブロワ修繕工事であり、本設備は株宮本工業所で開発した設備であるため、他社での製作は困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。</p> | |
| 工事等担当課名〔生活環境課〕 | | |

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

| | | |
|-------------------|---|---|
| 契約内容 | 件名等 | (契約番号) 4 2 5 0 0 0 1 3 6 浸出污水处理施設脱窒素槽回転円板減速機更新工事 |
| | 履行場所 | 南相馬市鹿島区塩崎字内ノ倉 地内 |
| | 種 類 | |
| | 概 要 | 回転円板減速機 一式、 複合工 一式 |
| 相手方 | 名 称 | 株式会社野田工業所 |
| | 代 表 者 | 代表取締役 野田 傳 |
| | 所 在 地 | 福島県郡山市大槻町字原田 5 - 1 |
| 根拠規定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの | |
| | 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約 | |
| | 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | |
| 随意契約理由の説明 | 9号 落札者が契約を締結しないとき | |
| | <p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、最終処分場の浸出污水处理施設回転円板減速機更新工事である。本設備はエスケーエンジニアリング(株)で開発した設備であるが、現在は当時代理店を務めていた(株)野田工業所に設備の更新等に必要な業務を全て譲渡したため、他社での製作は困難であること、また、交換機器は既存装置との互換性を要することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。</p> | |
| 工事等担当課名 [生活環境課] | | |

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

随 意 契 約 理 由 書

| | | |
|-------------------|--|--|
| 契約内容 | 件名等 | (契約番号) 4 2 5 1 0 0 0 1 3 8 大谷中継ポンプ場電動式仕切弁改修工事 |
| | 履行場所 | 南相馬市原町区大谷字下原地内 |
| | 種類 | 工事 |
| | 概要 | 電動式仕切弁更新工 1 式 |
| 相手方 | 名称 | 株式会社前澤エンジニアリングサービス 東北営業所 |
| | 代表者 | 所長 宇都宮 正 |
| | 所在地 | 宮城県仙台市宮城野区榴岡 3 - 4 - 1 |
| 根拠規定 | 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 | |
| | 2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの | |
| | 3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約 | |
| | 4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ | |
| | 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | |
| | 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき | |
| | 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | |
| | 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | |
| | 9 号 落札者が契約を締結しないとき | |
| 随意契約理由の説明 | 【具体的に記入すること】 | |
| | <p>本工事は大谷浄水場へ導水（送水）するための設備である中継ポンプ場の電動式仕切弁改修工事である。</p> <p>既存機器の製造設置年度は昭和 5 4 年で 3 4 年あまり経過しており、電動式仕切弁の弁体及び開度計ギアの磨耗が進行し、駆動部損傷による過負荷で電動操作不能になる可能性が高いことから電動仕切弁を更新するものである。</p> <p>対象機器は当該業者の製品であり、既存設備との互換性が生じることから、既存設備機器設置業者と随意契約としたい。</p> | |
| 工事等担当課名〔 建設部水道課 〕 | | |

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

| | | |
|--------------------|--|--|
| 契約内容 | 件名等 | (契約番号) 4251000140 牛来浄水場濃縮槽汚泥掻寄減速機修繕工事 |
| | 履行場所 | 南相馬市原町区牛来字大沢地内 |
| | 種類 | 工事 |
| | 概要 | 汚泥掻寄減速機修繕 1式 |
| 相手方 | 名称 | 株式会社水機テクノス東北支店 |
| | 代表者 | 支店長 梶原 憲治 |
| | 所在地 | 宮城県仙台市青葉区一番町2-10-17 |
| 根拠規定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの | |
| | 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約 | |
| | 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | |
| | 9号 落札者が契約を締結しないとき | |
| 随意契約理由の説明 | 【具体的に記入すること】 | |
| | <p>既存濃縮槽汚泥掻寄減速機器の設置年度は昭和58年で30年あまり経過しており、電動モーターのベアリング付近にて磨耗音、振動が顕著に見られ、駆動部破損による過負荷で運転停止の可能性が高いことから、減速機の修繕を実施するものである。</p> <p>対象機器は当該業者の製品であり、既存設備との互換性が生じることから、既存設備機器設置業者と随意契約としたい。</p> | |
| 工事等担当課名 [建設部水道課] | | |

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

随 意 契 約 理 由 書

| | | |
|--------------------|---|---|
| 契約内容 | 件名等 | (契約番号) 4 2 5 1 0 0 0 1 4 5 大谷浄水場濃縮槽汚泥掻寄機改修工事 |
| | 履行場所 | 南相馬市原町区大谷字西山 地内 |
| | 種類 | 工事 |
| | 概要 | 汚泥掻寄機減速機部取替 |
| 相手方 | 名称 | 住重環境エンジニアリング株式会社 |
| | 代表者 | 代表取締役 神村 誠 |
| | 所在地 | 東京都品川区西五反田七丁目 1 番 1 号 |
| 根拠規定 | 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 | |
| | 2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの | |
| | 3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約 | |
| | 4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ | |
| | 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | |
| | 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき | |
| | 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | |
| | 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | |
| | 9 号 落札者が契約を締結しないとき | |
| 随意契約理由の説明 | 【具体的に記入すること】 | |
| | <p>本工事は、大谷浄水場濃縮槽汚泥掻寄機の性能を維持し正常かつ円滑に稼働させるために減速機の交換を行うものである。当該掻寄機は昭和 5 8 年に設置され 3 0 年あまり経過している。減速機において異音が確認され、経年劣化が著しい現状であることから減速機の更新を実施するものである。</p> <p>当該工事は掻寄機のアーム部においては現状で使用可能状態であることから、減速機のみ更新であり、掻寄機既設部との接続において互換性が生じることから、既設機器を製造し設置したメーカー代理店と随意契約としたい。</p> | |
| 工事等担当課名 { 建設部水道課 } | | |

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

| | | |
|----------------------|--|--|
| 契約内容 | 件名等 | (契約番号) 4 2 5 1 0 0 0 1 6 2 小高川ポンプ場1号原動機過給機修繕工事 |
| | 履行場所 | 南相馬市小高区大井字観音前地内 |
| | 種類 | 施設工事 |
| | 概要 | 1号原動機過給機交換 1式 (原動機型式: 6KDL-HT 過給機型式: 4MD) 試運転調整 1式 |
| 相手方 | 名称 | ヤンマーエネルギーシステム株式会社 |
| | 代表者 | 代表取締役社長 玉田 稔 |
| | 所在地 | 大阪府大阪市北区大淀中五丁目12-39 |
| 根拠規定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの | |
| | 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約 | |
| | 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | |
| | 9号 落札者が契約を締結しないとき | |
| 随意契約理由の説明 | <p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事概要にある原動機過給機は、上記業者が開発した機械部品で受注生産となっており、小高区市街地において台風時期に排水路が増水することを考慮し、早急に修繕工事を遂行する必要があることから、当該原動機過給機の供給かつ交換が可能な上記業者と随意契約するものである。</p> | |
| 工事等担当課名 { 小高区産業建設課 } | | |

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。